

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
土地区画整理審議会会議規則

昭和 61 年 2 月 17 日

規則第 2 号

改正	昭和 63 年 8 月 8 日規則第 42 号	平成元年 3 月 30 日規則第 22 号
	平成 4 年 3 月 27 日規則第 4 号	平成 6 年 3 月 25 日規則第 5 号
	平成 7 年 10 月 3 日規則第 52 号	平成 12 年 3 月 30 日規則第 23 号
	平成 13 年 4 月 18 日規則第 33 号	平成 14 年 3 月 26 日規則第 45 号
	平成 19 年 3 月 30 日規則第 19 号	平成 20 年 3 月 31 日規則第 17 号。

目 次

標題

発令

改正沿革

本則

- 第 1 条（目的）
- 第 2 条（会長及び副会長）
- 第 3 条（委員の参集）
- 第 4 条（会議の公開）
- 第 5 条（退席）
- 第 6 条（発言）
- 第 7 条（議案の説明）
- 第 8 条（採決の宣言）
- 第 9 条（採決）
- 第 10 条（議事録の作成）
- 第 11 条
- 第 12 条（庶務）
- 第 13 条（補則）

制定附則

改正附則

(目的)

第1条 この規則は、法令に定めるもののほか、奈良市が施行する土地区画整理事業ごとに置く土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の議事手続その他審議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、委員が互選する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(委員の参集)

第3条 委員は、招集の日時に指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、事故のため出席できないときは、開会の時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 権利者の個人情報にかかわる事項を審議するとき。

(2) 権利者相互の利害にかかわる事項を審議するとき。

(3) その他審議会の会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 非公開の決定は、会長が会議に諮って決定する。ただし、会議の内容が前項第1号又は第2号のいずれかに該当することが明らかであると認められる場合は、会長は会議開催前に決定することができる。

(退席)

第5条 委員が、会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

(発言)

第6条 発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならない。

2 発言は、議題外にわたることはできない。ただし、動議は、この限りでない。

(議案の説明)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(採決の宣言)

第8条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第9条 議案の採決は、原則として挙手により決する。

(議事録の作成)

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 出席した委員の氏名
- (2) 出席した職員の氏名
- (3) 開会、休憩、議事の中止及び閉会の年月日及び時刻
- (4) 議事の概要
- (5) その他会長において必要と認める事項

第11条 議事録に署名する委員は、会長のほか2人とし、会議の始めに、会長が会議に諮つて指名する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、次に掲げる事務所又は課において処理する。

- (1) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) JR奈良駅周辺土地地区画整理審議会 JR奈良駅周辺開発事務所
- (2) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) 近鉄西大寺駅南土地地区画整理審議会 西大寺南区画整理事務所
- (3) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会 JR奈良駅周辺開発事務所

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会の会議に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年8月8日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地地区画整理審議会会議規則第12条の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年3月30日規則第22号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 3 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 23 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 13 年 4 月 18 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日規則第 45 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 19 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。